

# 【桃の木台小学校いじめ防止基本方針】

令和5年4月1日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### I. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「ともに学び合い 心豊かに たくましく生きる 児童の育成」を教育目標とし、その実現のために人権教育を全教育活動の基盤に据え、「一人ひとりの輝きを大切に 共に認め合う仲間づくり」をテーマに、取組を推進している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 3. いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席（生徒指導担当）、人権教育担当、養護教諭、担任、学年教員（必要に応じてSC、SSW）

#### (3) 役割

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ア 学校いじめ防止基本方針の策定 | イ いじめの未然防止         |
| ウ いじめの対応         | エ 教職員の資質向上のための校内研修 |
| オ 年間計画の企画と実施     | カ 年間計画進捗のチェック      |
| キ 各取組の有効性の検証     | ク 学校いじめ防止基本方針の見直し  |

#### 4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

桃の木台小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	児童への相談窓口周知 保護者への 相談窓口周知 家庭訪問 (子どもの様子の把握) 校外学習 (コミュニケーション能力の育成)	児童への相談窓口周知 保護者への 相談窓口周知 家庭訪問 (子どもの様子の把握) 校外学習 (コミュニケーション能力の育成)	児童への相談窓口周知 保護者への 相談窓口周知 家庭訪問 (子どもの様子の把握) 校外学習 (コミュニケーション能力の育成)	第1回いじめ対策委員会 (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有)
5月	家庭訪問 (子どもの様子の把握)	家庭訪問 (子どもの様子の把握)	家庭訪問 (子どもの様子の把握)	全教職員間で児童共通理解研修会実施
6月	生活アンケート実施 児童との個別面談 いじめ防止の取り組み	生活アンケート実施 児童との個別面談 いじめ防止の取り組み	生活アンケート実施 児童との個別面談 いじめ防止の取り組み	第2回いじめ対策委員会 (アンケート結果から現状分析・状況報告と取組の検証)
7月	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	
夏季休業中			臨海学校(5年) (集団として協力する態度の育成)	全教職員間で児童共通理解研修会実施 中学校区で生活指導に関する研修会実施
9月・10月	校外学習 (コミュニケーション能力の育成) 運動会 (集団への所属感や連帯感の育成) 生活アンケート実施 児童との個別面談	校外学習 (コミュニケーション能力の育成) 運動会 (集団への所属感や連帯感の育成) 生活アンケート実施 児童との個別面談	運動会 (集団への所属感や連帯感の育成) 生活アンケート実施 児童との個別面談	第3回いじめ対策委員会 (進捗状況等の把握と検討)
11月	学校教育自己診断 (保護者)	学校教育自己診断 (児童・保護者)	修学旅行(6年) 学校教育自己診断 (児童・保護者)	第4回いじめ対策委員会 (アンケート結果から現状分析・状況報告と取組の検証)
12月	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	全教職員間で児童共通理解研修会実施
1月・2月・3月	生活アンケート実施 児童との個別面談	生活アンケート実施 児童との個別面談	生活アンケート実施 児童との個別面談	第5回いじめ対策委員会 (アンケート、学校教育自己診断結果から現状分析・年間の取組の検証)

## 5. 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、各学期の終わりに年3回、検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめ事象の対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

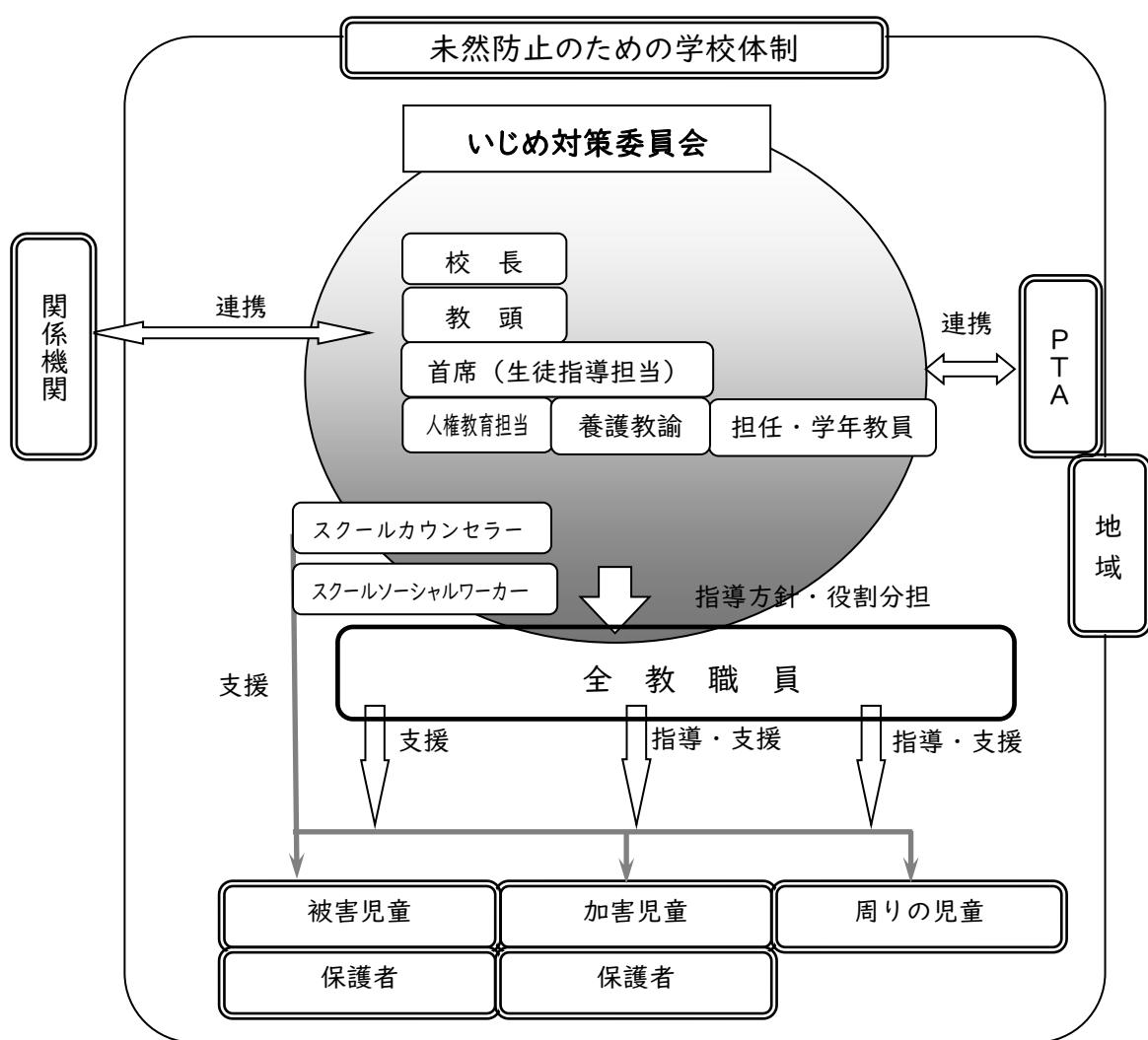
## 第2章 いじめ防止

### I. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### (体制)



## 2. いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- 児童に対しては、児童集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめかを具体的に取り上げて指導することなどを行う。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- そのために、アサーションについて学んだり、日常生活の中で生起しているトラブルに対応できるよう具体的な行動スキルを重ねたりしていく。
- (3) いじめが生まれる背景として、勉強や人間関係のストレスがあることを踏まえなければならない。
- 分かりやすい授業づくりを進めるために、少人数指導の充実を図るとともに、教職員の授業力の向上に努めていくこと、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年の人間関係を把握することが重要である。
- ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書なしでも発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることないよう指導の在り方に細心の注意を払う。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導にあたる。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての児童が認められている、満たされている思いを抱くことができるよう配慮していく。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供するとともに、家庭や地域にも協力を求めていく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、そうした問題を児童自身が主体的に考え、いじめ防止を訴えるような活動を進める。
- たとえば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ていれば問題ない」などの考えは誤りであること、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることに気づかせる。

## 第3章 早期発見

### I. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めるなどを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

## 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回実施する。その後個別面談を行い、児童の思いと願いを共有する。日常の観察としては、登校時の観察、学級内での様子の把握、休憩時間の様子など全教職員が児童の様子から気づいたことがあれば、管理職等に報告する。報告の内容により、いじめ対策委員会を開く。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、欠席・遅刻の原因などで気にかかることについては、連絡帳や電話連絡を活用し意思の疎通を図る。登校後、授業中及び休憩時間の児童を観察し、気になることがあれば必要に応じて保護者に連絡をする。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として校内相談窓口の周知を行うとともに、関係機関の紹介と利用についても勧める。
- (4) 学校だより、校内掲示物等により、相談体制を広く周知する。学校教育自己診断等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、当該児童およびその関係者の不利益にならないよう配慮に努める。

## 第4章 いじめに対する迅速な対応

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「6つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込みず、速やかに管理職や生徒指導担当等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

## 4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や縦割り活動、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6. インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「総合的な学習の時間」において、「情報の受け手」として必要な基本的な技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7. いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たされていなければならない。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

学校は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等で確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保していく。いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

## 第5章 重大事態への対応

### I. 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- (3) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し出があった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

### 2. 重大事態への対処

上記の疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 6つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

レベル〇	持ち物の整頓、係や委員会の仕事を怠ける、掲示物へのいたずら 等
レベルⅠ	無断欠席・遅刻、反抗的な言動、服装・頭髪違反、授業をさぼる、学校施設の無許可使用、児童のじゃれあい（ごっこ遊び等で叩く、押す）等
レベルⅡ	攻撃的な言動、軽微な授業妨害、軽微な器物破損、授業をさぼって校内でたむろ、児童同士のもめごと（例 叩いて相手に傷を負わせる等、相手に嫌な思いをさせる）
レベルⅢ	暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、喫煙、軽微な窃盗行為、悪質な賭けごと、著しい授業妨害や器物破損、バイクの無許可運転等 ※いじめに係る言動・行動
レベルⅣ	重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、違法薬物の所持・販売行為、窃盗行為、痴漢行為 等
レベルⅤ	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為、凶器の所持、放火、強制わいせつ、強盗 等

レベル  
(0) I

レベル II ~ V

